

**第5期酒々井町障害福祉計画
及び
第1期障害児福祉計画**

平成30年3月

酒々井町

目次

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念	4
4	計画の期間及び見直しの時期	5
5	計画の達成状況の点検及び評価	5
第2章	酒々井町の現状	
1	身体障害児・者の状況	6
2	知的障害児・者の状況	9
3	精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況	11
第3章	第5期障害福祉計画	
1	平成32年度目標値の設定	13
2	障害福祉サービス等の利用状況、見込量、今後の方策	16
3	地域生活支援事業の実績と見込量	24
第4章	第1期障害児福祉計画	
1	平成32年度目標値の設定	28
2	障害児通所支援等の利用状況、見込量、今後の方策	29

第 1 章

計 画 策 定 の 趣 旨

1 計画策定の趣旨

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成25年4月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されます。

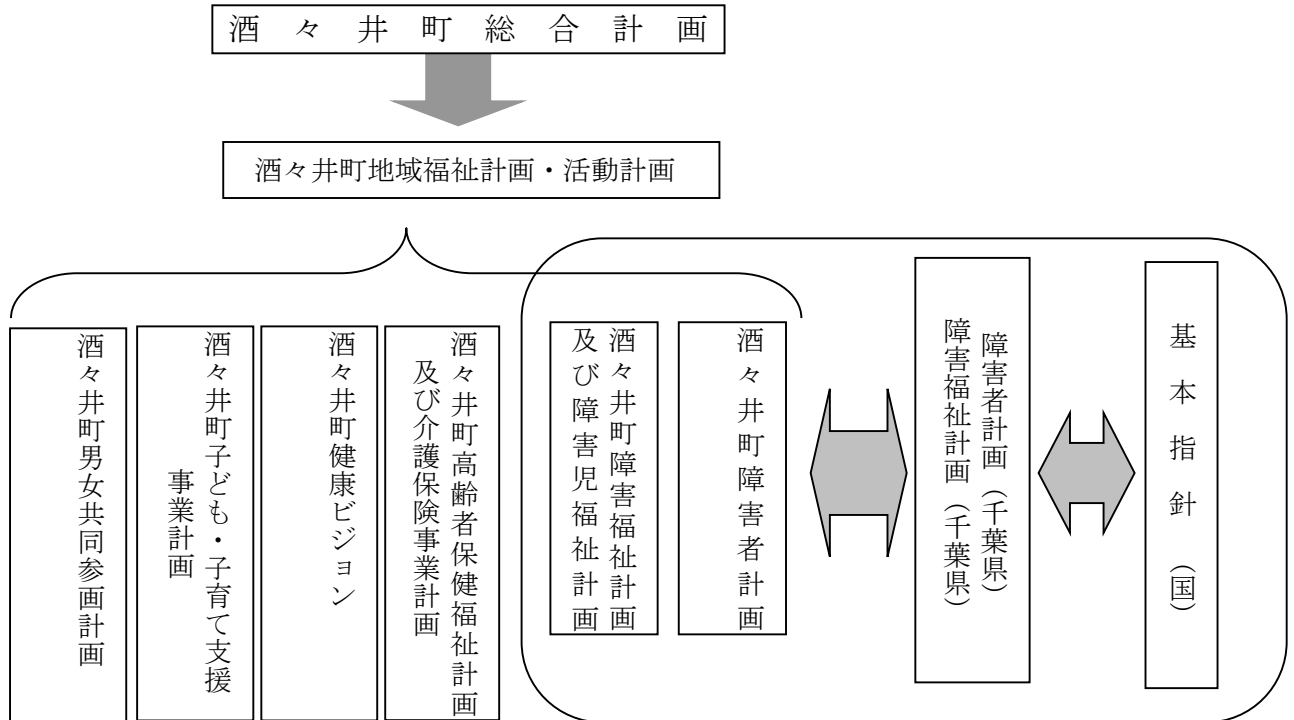
酒々井町では、平成20年3月に「第2次酒々井町障害者福祉計画（平成20～29年度）」と「第4期酒々井町障害福祉計画（平成27～29年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、計画的な障害者施策の推進を図っているところであります。

「第5期酒々井町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、酒々井町の障害福祉の基本計画である「酒々井町障害者計画」に対し、その実施計画として策定するもので、前計画が平成29年度に計画の最終年度を迎えることから、これまでの進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向も踏まえて、新たに策定するものです。

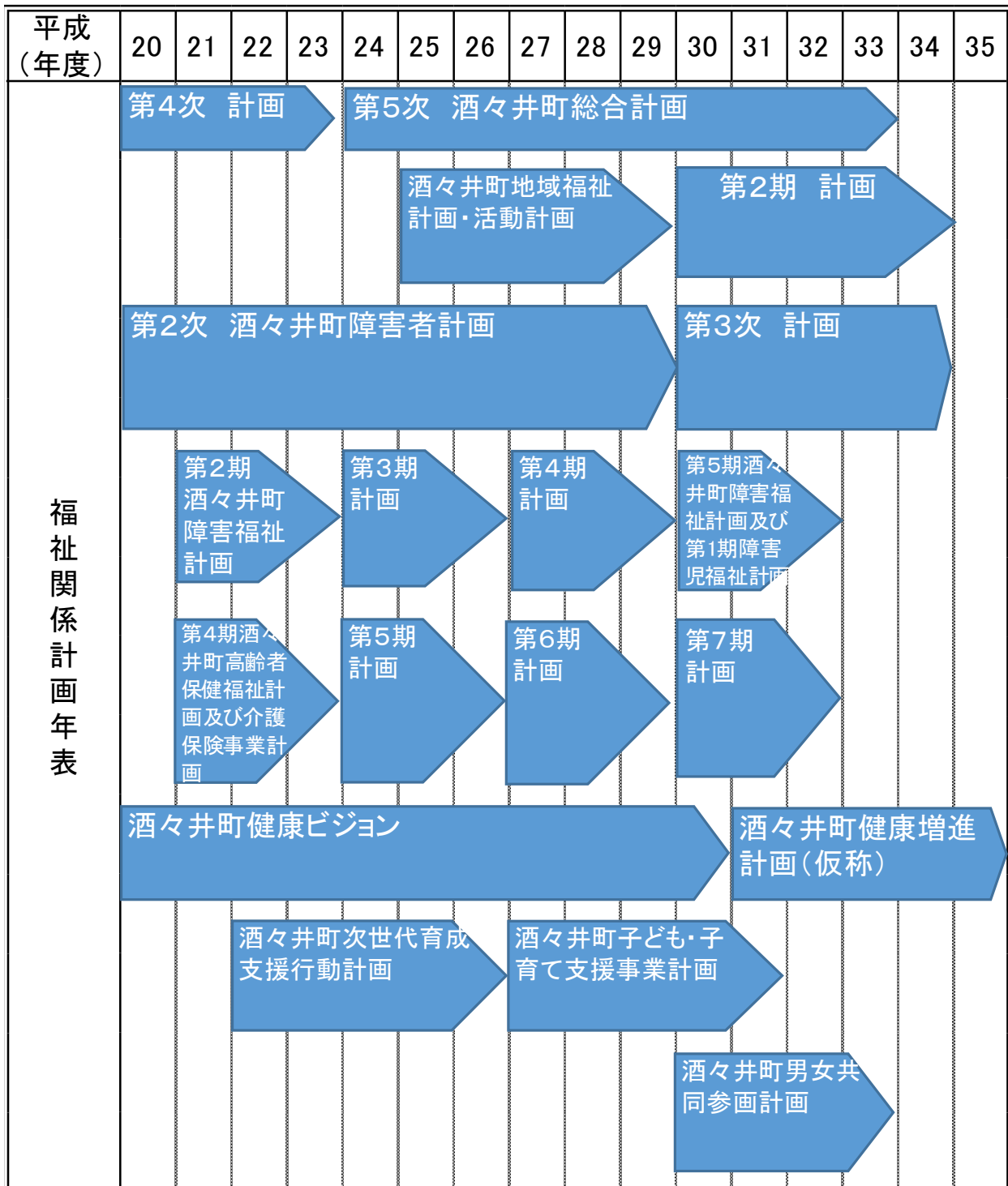
なお「第1期障害児福祉計画」は、障害児に対する支援を円滑に実施することを目的として、障害児通所支援や障害児相談支援のサービスが十分かつ円滑に提供できるよう、必要な体制を確保するために新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害者計画として策定するものであり、同時に改正児童福祉法（平成30年4月施行）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画としての「酒々井町障害児福祉計画」を一体化のものとして策定するものです。また、平成30年3月に策定しました「酒々井町障害者計画」や平成24年3月に策定しました「酒々井町総合計画」をはじめとする各種計画と国、県が策定した関連する計画等と調和が保たれたものとしします。



計画の期間



3 計画の基本理念

本計画では、「障害者総合支援法」の趣旨及び国の「基本指針」に示された内容を基に、「酒々井町障害者計画」で掲げた下記の基本理念に基づいて策定を進めていきます。

酒々井町障害者計画基本理念

① 人権の尊重

障害のある人が地域で社会の一員として豊かな生活を送るためには、町民一人ひとりが障害及び障害のある人に対して関心と正確な理解を持つことが必要です。特に、心臓、腎臓、直腸などに障害がある内部障害、精神障害、発達障害など外見ではわかりにくい障害は、町民の理解と協力が必要となります。町民への広報・啓発活動及び住民との交流活動を促進することで、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現を目指します。

② 障害のある人の自立

障害のある人が自由に自分自身の考えに基づいて選択・行動し、その持てる力を発揮して自立した生活が送れるよう、福祉・就労・保健・医療・教育など様々な面から包括的に支援を行い、地域での生活を促進していきます。

③ 地域住民との共助・協働

地域生活は、障害福祉サービス事業者や関係機関のみではなく、地域に住む町民が大きな役割を果たします。障害のある人が住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活するために、地域住民との連携のもと、地域の中で共に支えあう共助・協働の仕組みづくりを目指します。

④ 生活環境の整備

障害の有無に関わらず、誰もが地域でいきいきと安全、安心に生活できるよう、ソフト・ハード両面でのバリアフリー化を推進するとともに、福祉・保健・医療施策の充実を図ります。

⑤ ネットワークづくり

国及び県、町及び圏域市町村の行政機関相互の連携体制を確保するとともに、障害者福祉関係機関及び教育施設、福祉サービス事業所、地域住民団体などとのネットワークを構築し、地域全体で障害のある人を支えていきます。

国の基本指針の主な内容

- 1 地域生活の維持・継続の推進
地域生活支援拠点の整備、自立生活援助（円滑な地域生活に向けた相談・助言を行うサービス）の新設など
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 就労定着に向けた支援
就労定着支援（事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス）の新設
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築
- 5 「地域共生社会」の実現に向けた取組
高齢者・障害者・児童等の福祉サービスの相互・一体的な利用の促進
- 6 発達障害の人に対する支援の一層の充実

4 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、3年を1期として策定することが法的に定められており、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

5 計画達成状況の点検及び評価

本計画に定める目標やサービス見込量などの点検や評価については、計画数値と実績を担当が資料を毎年度作成し、達成状況を評価するとともに、本計画の進行管理を行います。

この計画の的確な進行管理を行うため、成果目標や活動指標の達成状況について、PDCAサイクルに沿った点検・評価を行います。

第2章

酒 々 井 町 の 現 状

1 身体障害児・者の状況

身体障害児・者数（身体障害者手帳所持者数）は、平成29年3月31日現在、628人となっています。平成23年度から平成24年度にかけて減少したものの、平成21年度と比較すると69人の増加で、この間、ほぼ毎年増加傾向が続いています。

総人口が平成21年度から平成23年度にかけて減少、平成24年度から平成26年度に増加に転じましたが、平成27年度から減少の中で、身体障害者数は12.3%増と高い伸び率を示し、対人口比でも、平成21年度の2.62%から2.98%へと上昇しています。

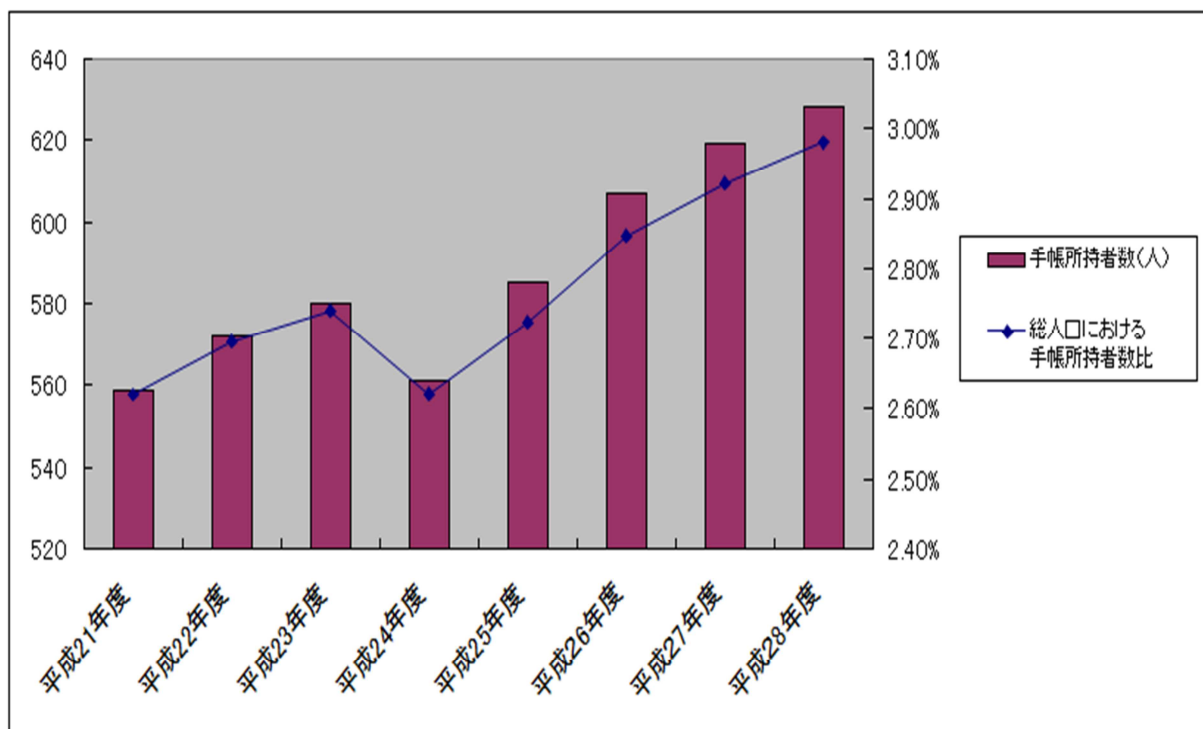
身体障害者手帳所持者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手帳所持者数(人)	559	572	580	561	585	607	619	628
手帳所持者数伸び率	100%	102.3%	103.8%	100.4%	104.7%	108.6%	110.7%	112.3%
総人口(人)	21,329	21,217	21,167	21,403	21,482	21,321	21,189	21,075
総人口伸び率	100.0%	99.5%	99.2%	100.3%	100.7%	100.0%	99.3%	98.8%
総人口における 手帳所持者数比	2.62%	2.70%	2.74%	2.62%	2.72%	2.85%	2.92%	2.98%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成21年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



障害部位別の身体障害者数（身体障害者手帳の障害種類別所持状況）は、平成29年3月31日現在、「肢体不自由者」が337人で最も多く全体の53.7%を占めています。次いで「内部障害」（心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう、直腸・小腸障害など）が211人で全体の33.6%を占めています。内部障害の内訳では、「心臓機能障害」114人で最も多く54.0%を占めています。

このほか、「視覚障害」が36人、「聴覚・平衡機能障害」が37人、「音声・言語・そしゃく機能障害」が7人という状況です。平成21年度以降の推移では、主な障害部位では「肢体不自由者」が22人増、「内部障害」が57人増となっています。

障害種類別人数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手帳所持者数（人）	559	572	580	561	585	607	619	628
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
視覚障害	41	39	39	38	40	39	36	36
	7.3%	6.8%	6.7%	6.8%	6.8%	6.4%	5.8%	5.7%
聴覚・平衡機能障害	43	39	38	36	38	37	37	37
	7.7%	6.8%	6.6%	6.4%	6.5%	6.1%	6.0%	5.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	6	6	6	6	7	7	7	7
	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%
肢体不自由	315	318	324	303	317	328	332	337
	56.4%	55.6%	55.9%	54.0%	54.2%	54.0%	53.6%	53.7%
内部障害	154	170	173	178	183	196	207	211
	27.5%	29.7%	29.8%	31.7%	31.3%	32.3%	33.4%	33.6%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割合

内部障害別人数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
内部障害（人）	154	170	173	178	183	196	207	211
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
心臓機能障害	82	85	89	89	94	102	108	114
	53.2%	50.0%	51.4%	50.0%	51.4%	52.0%	52.2%	54.0%
じん臓機能障害	36	41	39	44	44	47	50	47
	23.4%	24.1%	22.5%	24.7%	24.0%	24.0%	24.2%	22.3%
呼吸器機能障害	6	9	7	7	10	8	9	9
	3.9%	5.3%	4.0%	3.9%	5.5%	4.1%	4.3%	4.3%
ぼうこう・直腸機能障害	30	32	36	37	32	35	34	35
	19.5%	18.8%	20.8%	20.8%	17.5%	17.9%	16.4%	16.6%
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
免疫機能障害	0	0	1	0	2	3	4	4
	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	1.1%	1.5%	1.9%	1.9%
肝臓機能障害		3	1	1	1	1	2	2
		1.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	1.0%	0.9%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割合

※肝臓機能障害は平成22年度から新たに加わった

身体障害者の障害等級別の構成をみると、平成29年3月31日現在、「1級」が204人で最も多く「2級」の98人を加えると“重度障害者”が全体の48.1%を占めます。

また、年齢別でみると、65歳以上が460人で全体の7割以上を占めています。

年齢別・等級別内訳

	手帳所持者数(人)							年齢別割合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	
18歳未満	3	3	0	2	0	0	8	1.3%
18歳以上40歳未満	14	3	6	5	1	2	31	4.9%
40歳以上65歳未満	39	22	17	27	13	11	129	20.5%
65歳以上	148	70	73	120	29	20	460	73.2%
合計	204	98	96	154	43	33	628	100.0%
障害程度別割合	32.5%	15.6%	15.3%	24.5%	6.8%	5.3%	100.0%	

※平成29年3月31日現在

2 知的障害児・者の状況

知的障害児・者数（療育手帳の所持者数）は、平成29年3月31日現在で115人であり、対人口比は0.55%となっています。

平成21年度との比較では、この8年間で8人の増加となっています。

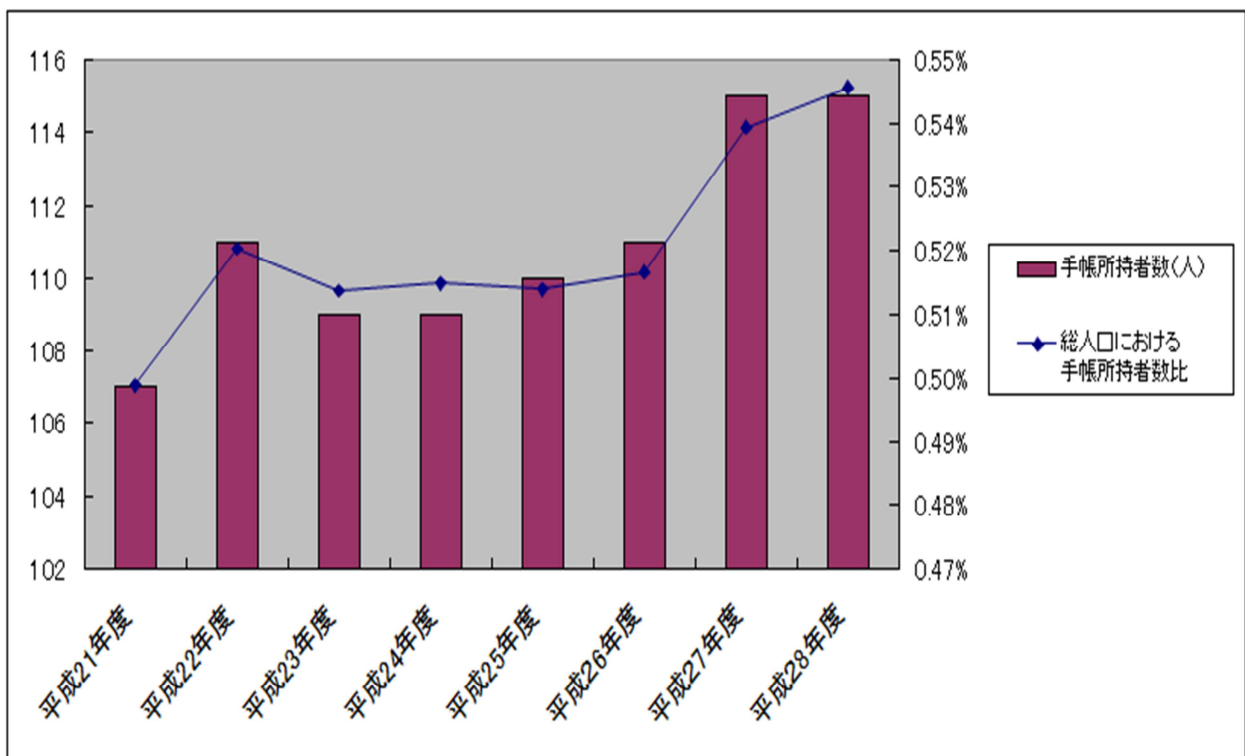
療育手帳所持者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手帳所持者数(人)	107	111	109	109	110	111	115	115
手帳所持者数伸び率	100%	103.7%	101.9%	101.9%	102.8%	103.7%	107.5%	107.5%
総人口(人)	21,447	21,329	21,217	21,167	21,403	21,482	21,321	21,075
総人口伸び率	100.0%	99.4%	98.9%	98.7%	99.8%	100.2%	99.4%	98.3%
総人口における手帳所持者数比	0.50%	0.52%	0.51%	0.51%	0.51%	0.52%	0.54%	0.55%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成21年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



知的障害者数を障害等級別の構成で見ると、最重度・重度の方が33人で全体の28.7%を占めています。また、中度は31人、軽度は51人という状況です。

年齢別で見ますと、18歳以上が92人で全体の8割を占めています。また、18歳未満が23人となっています。

年齢別・程度別内訳

	手帳所持者数（人）			
	最重度・重度	中度	軽度	合計
18歳未満	3	5	15	23
障害程度別割合	9.1%	16.1%	29.4%	20.0%
18歳以上	30	26	36	92
障害程度別割合	90.9%	83.9%	70.6%	80.0%
合計	33	31	51	115
障害程度別割合	28.7%	27.0%	44.3%	100.0%

※平成29年3月31日現在

3 精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年3月31日現在141人、精神通院医療費受給者数は278人となっています。平成21年度との比較では、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、この8年間で86人の増加となっています。

また、精神通院医療受給者数は97人の増加となっています。

精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手帳所持者数(人)	55	65	80	88	97	109	123	141
手帳所持者数伸び率	100%	118.2%	145.5%	160.0%	176.4%	198.2%	223.6%	256.4%
総人口(人)	21,329	21,217	21,167	21,403	21,482	21,321	21,189	21,075
総人口伸び率	100.0%	99.5%	99.2%	100.3%	100.7%	100.0%	99.3%	98.8%
総人口における 手帳所持者数比	0.26%	0.31%	0.38%	0.41%	0.45%	0.51%	0.58%	0.67%

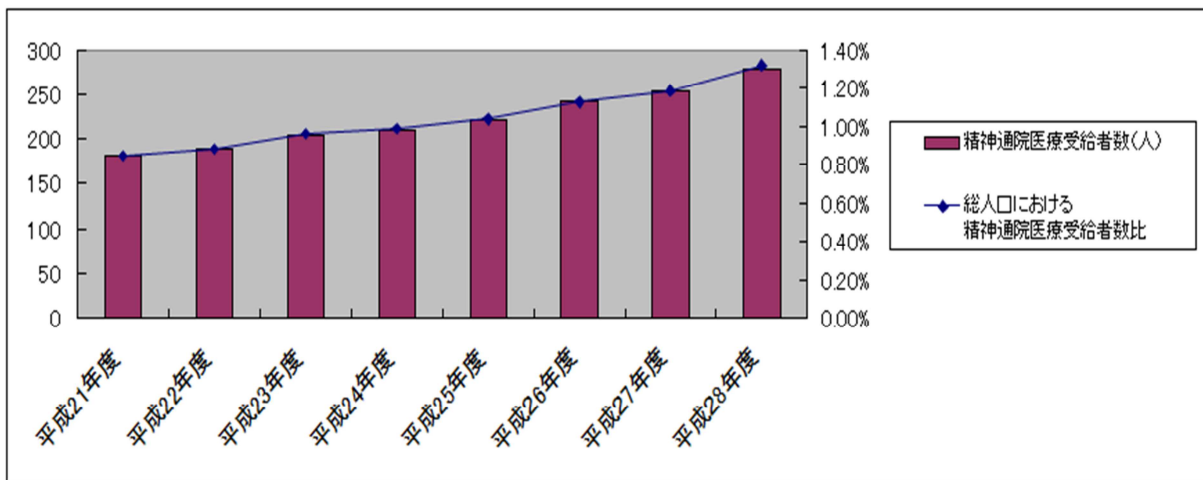
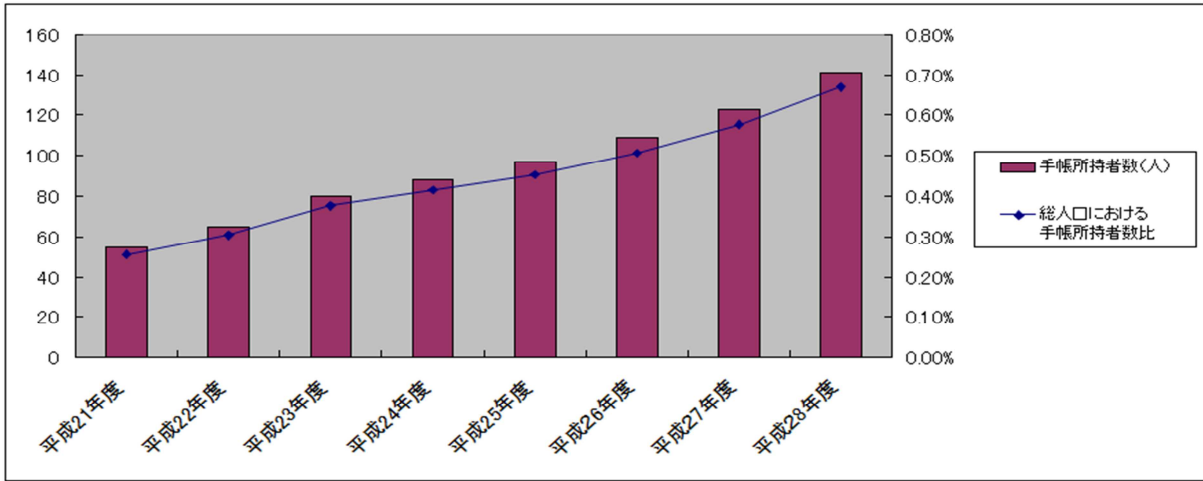
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
精神通院医療受給者数(人)	181	188	204	209	222	242	253	278
精神通院医療受給者数伸び率	100%	103.9%	112.7%	115.5%	122.7%	133.7%	139.8%	153.6%
総人口(人)	21,329	21,217	21,167	21,403	21,482	21,321	21,189	21,075
総人口伸び率	100.0%	99.5%	99.2%	100.3%	100.7%	100.0%	99.3%	98.8%
総人口における 精神通院医療受給者数比	0.85%	0.89%	0.96%	0.98%	1.03%	1.14%	1.19%	1.32%

※手帳所持者数及び精神通院医療受給者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成21年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）

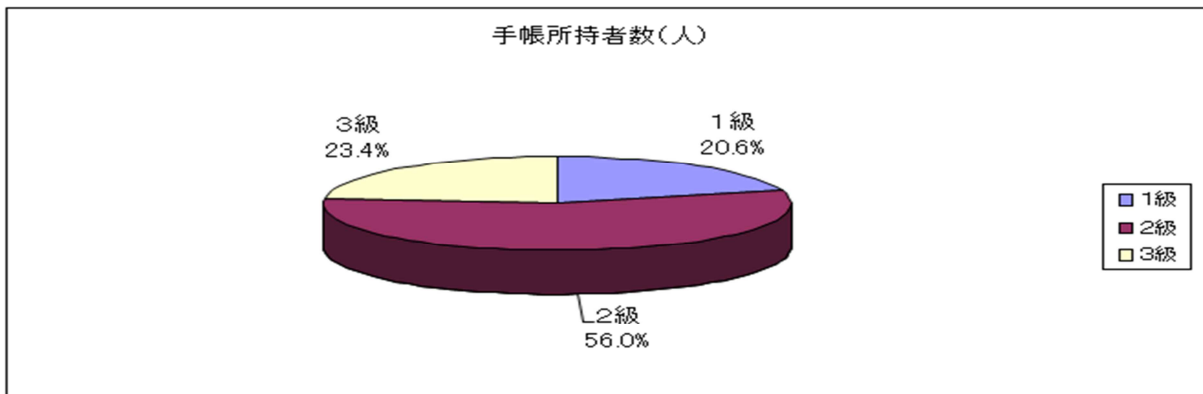
精神障害者保健福祉手帳の所持者数を障害等級別にみると、平成29年3月31日現在では「1級」が29人、「2級」が79人、「3級」が33人という状況です。



精神保健福祉手帳等級別内訳

	手帳所持者数(人)	構成比
1級	29	20.6%
2級	79	56.0%
3級	33	23.4%
合計	141	100.0%

※平成29年3月31日現在



第3章

第5期障害福祉計画

1 平成32年度目標値の設定

施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するためには、関係機関等との連携を強化し、それぞれの役割に応じた切れ目のない支援が必要です。

また、一般就労を希望する障害のある人には、企業等で働く機会を拡大するための支援が必要です。

このような「地域生活への移行支援」や「就労支援」といった課題に対して、平成32年度を目標年度とする数値目標を、国の「基本指針」に示された内容等を踏まえて設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・平成28年度末時点の入所施設の入所者の9%以上が地域生活に移行
- ・平成32年度末時点の入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減することを基本とする。
- ・平成29年度末において、前計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。

地域生活に移行する施設入所者数

項目		数値	考え方
平成28年度末入所者数 ①		10人	平成29年3月31日の数
目標値	地域生活移行者数 ②	4人	①のうち、平成32年度末までに施設から地域生活へ移行する者の数
		40.0%	
新たな施設入所支援者数 ③		3人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成32年度末の入所者数 ④		9人	平成32年度末の利用人員見込 (①-②+③)
目標値	入所者削減見込 ⑤	1人	①-④
		10%	

2 精神障害にも対応した地域包括システムの構築

【国の指針】

- ・平成32年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

精神障害にも対応した地域包括システムの構築の目標

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市町村ごとの保健・医療・福祉関係による協議の場の設置	無	無	有

※印旛圏域にある既存の地域生活支援センターの活用を検討する。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

- ・市町村または各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、平成32年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
目標値（拠点数）	1箇所	更なる機能強化を推進します。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

- ・平成32年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人の数が、平成28年度の移行実績の1.5倍以上とする。
- ・平成32年度末における「就労移行支援」事業の利用者数が平成28年度末の利用者数の2割以上増加する。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

福祉施設から一般就労への移行等の目標

項目	数値	考え方
平成28年度に一般就労への移行者	4人	平成28年度の一般就労への移行者数
(目標) 福祉施設から一般就労への移行者数	6人	就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人数
	1.5倍	
平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者	5人	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数
(目標) 就労移行支援事業の利用者数	23人	就労移行支援事業の平成32年度末における利用者数
	460%	
(目標) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	平成32年度末において、就労移行率3割以上の就労支援事業所の割合
(目標) 就労定着支援による職場定着率	80%	就労定着支援事業の支援開始から1年後の職場定着率

2 障害福祉サービス等の利用状況、見込量、今後の方策

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービスの内容

介護給付	サービス名	サービス内容
	居宅介護	ホームヘルパーが、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言等生活全般にわたる支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、居宅介護や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害のために行動上著しい困難を有する人等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度の障害のある人又は、障害のある子どもで、寝たきり状態等の介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供します。

訪問系サービス第4期の実績と第5期計画の見込量

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
居宅介護	189	440	43.0%	108	629	17.2%	131	899	14.6%	205	156.5%	225	109.8%	338	150.2%
	10	17	58.8%	12	23	52.2%	12	31	38.7%	13	108.3%	16	123.1%	20	125.0%
重度訪問介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	500		500	100.0%	500	100.0%
	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	2		2	100.0%	2	100.0%
同行援護	0	10	0.0%	0	10	0.0%	10	20	50.0%	20	200.0%	20	100.0%	20	100.0%
	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	2	50.0%	2	200.0%	2	100.0%	2	100.0%
行動援護	65	53	122.6%	73	58	125.0%	66	63	104.8%	77	116.7%	82	106.5%	87	106.1%
	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	3	150.0%	4	133.3%	5	125.0%
重度障害者等 包括支援	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	250		250	100.0%	250	100.0%
	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1		1	100.0%	1	100.0%

※平成29年度の実績は見込み

※単位 上段：時間/月、下段：人/月

② 訪問系サービスの内容と今後の方策

第4期（平成27年度～平成29年度）における訪問系サービスの利用実績をみると、

【居宅介護】

見込量ほどの伸びはありませんでしたが、今後も増加していくものと想定し、平成32年度には一ヶ月あたり20人、338時間と見込みます。施設や病院からの地域生活への移行を促進する上でも不可欠のサービスであり、障害特性に対応したサービス提供の推進が図れるようサービス提供基盤の整備に取り組んでいく必要があります。

【重度訪問介護】

第4期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため、平成32年度には一ヶ月あたり2人、500時間と見込みます。

【同行援護】

平成29年度に1人の利用実績があったことから、平成32年度には一ヶ月あたり2人、20時間と見込みます。

【行動援護】

大きな伸びもなくほぼ見込みとおり推移しています。居宅介護同様、施設入所者の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであり、平成32年度には一ヶ月あたり5人、87時間と見込みます。

【重度障害者等包括支援】

第4期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため、平成32年度には一ヶ月あたり1人、250時間と見込みます。

【今後の方策】

障害のため日常生活を営むのに支障がある身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者が地域で生活ができるよう、また、施設や病院からの地域移行が進む中、多くの障害児・者が、訪問系サービスを利用することが想定されることから、必要とされるサービスの量的な拡大とともに、利用ニーズの的確な把握に努めながら、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び質的向上を図るよう働きかけ、継続的な協議や指導・助言等に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中系サービスの内容

	サービス名	サービス内容
介護給付	生活介護	常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、軽作業等の生産活動や創作的活動の場を提供します。
	療養介護	医療を必要とする障害者で常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の世話をを行います。病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人を対象としています。
	短期入所 （ショートステイ）	居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な介護を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練）	身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援も行うサービスです。
	自立訓練 （生活訓練）	知的障害者または精神障害者に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援A型 （雇用型）	通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型 （非雇用型）	通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供および就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する費用の給付を行います。

日中活動系サービス第4期の実績と第5期計画の見込量

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
生活介護	507	625	81.1%	507	882	57.5%	510	1,219	41.8%	528	103.5%	550	104.2%	572	104.0%
	26	30	86.7%	25	40	62.5%	25	53	47.2%	26	104.0%	28	107.7%	30	107.1%
療養介護	61	93	65.6%	60	93	64.5%	59	124	47.6%	60	101.7%	90	150.0%	120	133.3%
	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	4	50.0%	2	100.0%	3	150.0%	4	133.3%
短期入所 (福祉型)	0	40	0.0%	0	40	0.0%	13	40	32.5%	13	100.0%	26	200.0%	39	150.0%
	0	2	0.0%	0	2	0.0%	1	2	50.0%	1	100.0%	2	200.0%	3	150.0%
短期入所 (医療型)	15	4	375.0%	0	4	100.0%	13	4	100.0%	13	100.0%	13	100.0%	13	100.0%
	2	1	200.0%	0	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
自立訓練 (機能訓練)	0	23	0.0%	0	23	0.0%	0	23	0.0%	23		23	100.0%	23	100.0%
	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1		1	100.0%	1	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	0	69	0.0%	28	115	24.3%	26	184	14.1%	56	215.4%	84	150.0%	112	133.3%
	0	3	0.0%	2	5	40.0%	2	8	25.0%	4	200.0%	6	150.0%	8	133.3%
就労移行支援	78	184	42.4%	84	230	36.5%	68	299	22.7%	161	236.8%	230	142.9%	517	224.8%
	4	8	50.0%	5	10	50.0%	5	13	38.5%	7	140.0%	10	142.9%	23	230.0%
就労継続支援 A型	131	69	189.9%	100	92	108.7%	115	115	100.0%	138	120.0%	161	116.7%	207	128.6%
	6	3	200.0%	5	4	125.0%	5	5	100.0%	6	120.0%	7	116.7%	9	128.6%
就労継続支援 B型	392	460	85.2%	334	552	60.5%	380	667	57.0%	460	121.1%	506	110.0%	598	118.2%
	21	20	105.0%	18	24	75.0%	20	29	69.0%	20	100.0%	22	110.0%	26	118.2%
就労定着支援 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		4	133.3%	6	150.0%

※平成29年度の実績は見込み

※単位 上段：人日/月、下段：人/月

②日中活動系サービスの内容と今後の方策

第4期（平成27年度～平成29年度）における訪問系サービスの利用実績をみると、

【生活介護】

緩やかな増となっておりますが、今後も増加傾向で推移するものと想定し、平成32年度には一ヶ月あたり30人、572人日と見込みます。

【療養介護】

サービスの内容から対象者が限られておりますが、第4期の伸び率を考慮すると、平成32年度には一ヶ月あたり4人、120人日と見込みます。

【短期入所】

短期入所福祉型は見込量ほどの伸びはありませんでしたが、介護者の高齢化に伴う一時入院等により定期的な利用者を考慮して、平成32年度には、一ヶ月あたり3人、39人日、短期入所医療型は、一ヶ月あたり1人、13人日と見込みます。

【自立訓練（機能訓練）】

第4期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため、平成32年度には一ヶ月あたり1人、23人日と見込みます。

【自立訓練（生活訓練）】

平成27年度は利用者がいませんでしたが、平成28年度から2人に増加したため、平成32年度には一ヶ月あたり8人、112人日と見込みます。

【就労移行支援】

着々と伸びてきており、今後も利用ニーズは高いことから、平成32年度には一ヶ月あたり23人、517人日と見込みます。

【就労継続支援（A型）】

近隣にも開所したことに伴い、平成29年度にも5人の利用者があることから、平成32年度には一ヶ月あたり9人、207人日と見込みます。

【就労継続支援（B型）】

平成27年度に比べ平成28年度は利用者が減っていますが、町内に2事業所があることや、就労移行支援から一般就労に移行できなかった利用者の利用が増えている等のことから、今後も増加傾向で推移するものと想定し、平成32年度には一ヶ月あたり26人、598人日と見込みます。

【就労定着支援】

一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。

【今後の方策】

当町においては、障害者の日中活動を支援するための社会資源として、就労継続支援B型を行う2事業所がありますが、事業所が少ないため、利用者は町外への事業所を利用している現状です。今後も利用者に必要な日中活動支援が提供できるよう、町内外の事業者との連携を図りながら必要事業量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 居住系サービスの内容

	サービス名	サービス内容
介護給付	施設入所支援	生活介護を受けている人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人に、夜間を主に、入浴、排泄および食事等の介護等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者、精神障害者に、夜間を主に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。
訓練等給付	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

居住系サービス第4期の実績と第5期計画の見込量

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
施設入所支援	11	10	110.0%	10	9	111.1%	10	8	125.0%	11	110.0%	11	100.0%	9	81.8%
共同生活援助 (グループホーム)	4	5	80.0%	5	8	62.5%	5	13	38.5%	6	120.0%	8	133.3%	11	137.5%
自立生活援助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	/	2	100.0%	3	150.0%

※平成29年度の実績は見込み

※単位：人/月

② 居住系サービスの内容と今後の方策

第4期(平成27年度～平成29年度)における居住系サービスの利用実績をみると、

【施設入所支援】

利用人数は平成28年度で減少、第4期の平成29年度の数値目標である、8人よりは増加した結果となっております。国の指針に基づき、平成32年度末の施設入所者数が平成28年度末時点(10人)から2%(0.2人)以上削減するように見込量を設定するため、平成32年度には一ヶ月あたり9人と見込みます。町内に施設が

なく町外施設を利用している現状です。施設入所を必要とする利用者に対して、入所施設等の関係機関と調整を図り量的確保に努めます。

【共同生活援助（グループホーム）】

利用人数は平成28年度末で5人、第4期の平成29年度の目標値である、13人より大幅に減少した結果となっておりますが、相談内容においても共同生活援助（グループホーム）の問い合わせは多く、今後も施設等から地域へという考えに加え、介護者の高齢化に伴い、不可欠となるサービスであることから、益々ニーズが高まることと想定し、平成32年度には一ヶ月あたり11人と見込みます。中核地域生活支援センターの「障害者グループホーム等支援ワーカー」と共に事業所の状況を常に把握し、共同での生活を望む自立度の高い障害者に対して利用の促進、町内及び近隣の事業所との連携強化を図り、見込量に対応した提供体制の確保に努めます。また、グループホームの家賃助成を引き続き実施していきます。

【自立生活援助】

平成30年度から新たに設けられたサービスであり、障害のある人の自立へ向けた支援を行います。

(4) 相談支援の見込量と今後の方策

① 相談支援等の内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や障害福祉サービスの体験的な利用支援等の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

相談支援等における第4期の実績と第5期計画の見込量

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
計画相談支援 ※単位：人/月	6	5	120.0%	10	6	166.7%	11	8	137.5%	13	118.2%	17	130.8%	23	135.3%
地域移行支援 ※単位：人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1		2	200.0%	4	200.0%
地域定着支援 ※単位：人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1		2	200.0%	4	200.0%

※平成29年度の実績は見込み

※計画相談支援のみ単位は人/月

②相談支援等の内容と今後の方策

第4期（平成27年度～平成29年度）における相談支援等の利用実績をみると、計画相談支援では、町内外の相談支援事業所において業務が集中し追いつかない状態から、給付の進捗が伸びていないのが現状です。相談支援事業を委託している、社会福祉法人印旛福祉会のいんば障害者相談センターの協力を得ながら、在宅でのサービス利用者の優先順位を上げて計画的に進めているところです。平成32年度には一ヶ月あたり23人と見込みます。

地域移行支援は、第4期においても利用実績がないことと、施設、病院、県及び関係機関と連携をしながら進めることになるため、平成32年度には年度で4人と見込みます。

地域定着支援は、地域移行支援からの対象者が想定されることから、施設、病院、県及び関係機関と連携をしながら進めることとし、平成32年度には年度で4人と見込みます。

地域等で生活する障害者とその家族に対して、さらにきめ細やかな総合的な援助方針や解決すべき課題について、関係機関との連携の下、協議できる場の確保、必要な障害福祉サービス等が提供できるよう基幹相談支援センターの設置を検討します。

3 地域生活支援事業の実績と見込量

障害者総合支援法第77条第1項及び第3項の規定により、当町では以下のとおり地域生活支援事業として位置づけ、実施または未実施事業については準備・検討をします。

(1) 地域生活支援事業の内容
必須事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
相談支援事業	障害のある人やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等 障害のある子どもの保護者
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。	聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のある人（子ども）
日常生活用具給付等事業	在宅の重度心身障害のある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具の給付が受けられます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援が受けられます。ただし、障害者総合支援法によるその他の外出介護サービス及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は各制度が優先されます。	肢体不自由の程度が1級の人 視覚障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） ※重度訪問介護対象者と行動援護の対象者を除く）
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を利用することができます。	センターⅠ型は、障害者及びその家族等。センターⅡ型・Ⅲ型は障害者総合支援法第4条に規定する障害者。

サービス名	サービス内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。	すべての町民
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。	すべての町民
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	法人後見実施団体又は法人後見の実施を予定している団体等
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。	3市町広域（富里市、八街市、酒々井町）の市町民

任意事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人等の日中活動の場を利用することができます。	日中において監護をする人がいないために一時的な見守り等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子ども
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害のある人（子ども）等の自宅へ移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスが受けられます。	居宅において常に臥床し自宅で入浴が著しく困難な65歳未満の障害のある人（子ども）
身体障害者自動車改造費助成事業	身体障害者手帳の上下肢、体幹機能1級、2級の障害のある方で、ハンドル、アクセル等の一部を改造する費用の一部を助成する事業です。	身体障害者手帳1級・2級の上肢、下肢又は体幹機能障害を有する人で運転免許証の交付を受けていて所得制限限度額を超えない方

第3章 第5期障害福祉計画

地域生活支援事業 第4期実績と第5期計画の見込

地域生活支援事業	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成32年度 第5期 計画値	
		実績	第4期 計画値	達成率	実績	第4期 計画値	達成率	実績	第4期 計画値	達成率	第5期 計画値	前年度比 伸び率	第5期 計画値	前年度比 伸び率	第5期 計画値	前年度比 伸び率		
相談支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	ア 障害者相談支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	2	200.0%	2
	イ 自立支援協議会	実施の有 無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有 無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有 無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有
2	成年後見制度利用支援事業	実施の有 無	有	有	0.0%	無	有	0.0%	有	有	0.0%	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有
3	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有 無	/	/	0.0%	無	/	0.0%	無	/	0.0%	未定	0.0%	未定	0.0%	未定	0.0%	未定
4	意思疎通支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	手話通訳者派遣事業	件/年度	31	25	124.0%	22	25	88.0%	24	25	96.0%	26	108.3%	29	111.5%	33	113.8%	33
	要約筆記者派遣事業	件/年度	31	60	51.7%	15	60	25.0%	26	60	43.3%	28	-	31	110.7%	34	109.7%	34
	手話通訳者設置事業	実施の有 無	無	無	0.0%	無	無	0.0%	無	無	0.0%	無	0.0%	無	0.0%	無	0.0%	無
5	手話奉仕員養成研修事業	実施の有 無	有	/	0.0%	有	/	0.0%	有	/	0.0%	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有
6	日常生活用具給付等事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ア 介護・訓練支援用具	件/年度	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	-	1	100.0%	1	100.0%	1
	イ 自立生活支援用具	件/年度	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1
	ウ 在宅療養等支援用具	件/年度	2	2	100.0%	0	2	0.0%	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2
	エ 情報・意思疎通支援用具	件/年度	2	1	200.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	-	2	100.0%	2	100.0%	2
	オ 排泄管理支援用具	件/年度	367	383	95.8%	354	383	92.4%	358	383	93.5%	360	100.6%	360	100.0%	360	100.0%	360
	カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年度	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	-	1	100.0%	1	100.0%	1
7	移動支援事業	時間/年 実人数	387 7	433 67	89.4% 10.4%	265 6	433 67	61.2% 9.0%	332 7	433 67	76.7% 10.4%	415 7	125.0% -	415 7	100.0% 100.0%	415 7	100.0% 100.0%	415 7
8	地域活動支援センター事業	箇所 人/年	3 333	- -	- -	3 442	- -	- -	3 339	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	I型	箇所 人/年	1 18	1 192	- -	1 133	1 192	- -	1 74	1 192	- -	1 75	- -	1 75	100.0% 100.0%	1 75	100.0% 100.0%	1 75
	II型	箇所 人/年	1 0	1 0	- -	1 0	1 0	- -	1 0	1 0	- -	1 0	- -	1 0	100.0% -	1 0	100.0% -	1 0
	III型	箇所 人/年	1 315	1 24	- -	1 309	1 24	- -	1 265	1 24	- -	1 297	- -	1 297	100.0% 100.0%	1 297	100.0% 100.0%	1 297
9	理解促進研修・啓発事業	実施の有 無	無	無	0.0%	有	無	0.0%	有	無	0.0%	実施予定	0.0%	実施予定	0.0%	実施予定	100.0%	実施予定
10	自発的活動支援事業	実施の有 無	無	無	0.0%	無	無	0.0%	無	無	0.0%	無	0.0%	無	0.0%	実施予定	100.0%	実施予定
11	日中一時支援事業	日/年 実人数	586 16	713 176	82.2% 9.1%	718 17	713 176	100.7% 9.7%	708 17	713 176	99.3% 9.7%	819 17	115.7% -	819 17	100.0% 100.0%	819 17	100.0% 100.0%	819 17
12	訪問入浴	日/年 実人数	81 1	91 1	- -	75 1	91 1	- -	82 1	91 1	- -	90 1	- -	90 1	100.0% 100.0%	90 1	100.0% 100.0%	90 1
13	身体障害者自動車改造費助成事業	件	1	1	100.0%	0	1	0.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1

※平成29年度は見込

※地域活動支援センター事業の第4期は、I型、II型、III型の合計数値。第5期はそれぞれで計画値

①既存事業**【相談支援事業】**

障害児・者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言のほか、虐待防止、権利擁護のための必要な援助を行います。社会福祉法人印旛福祉会 いんば障害者相談センターに委託しています。

【自立支援協議会】

地域の関係機関とのネットワークの強化、社会資源の開発・改善等を推進し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。平成19年10月に酒々井町・印旛村・本埜村・栄町4町村共同により地域自立支援協議会が設置されていきました。平成22年度からは、印旛村・本埜村の印西市への合併により、酒々井町・栄町2町での共同設置により運営してきましたが、平成25年度末で解散となり、平成26年度からは、酒々井町自立支援協議会として単独で設置しています。

【市町村相談支援機能強化事業】

基幹相談支援センター等機能強化事業として、専門的な相談員による、相談支援機能の強化を図るため、今後も実施していきます。基幹相談支援センターの設置については、近隣市町の動向等を勘案の上、相談支援事業所等の協力を得ながら、体制づくりに努めてまいります。

【成年後見制度利用支援事業】

平成27年度は1人の利用があったことから、利用実績等を踏まえ、成年後見制度利用支援事業のサービス必要量については、平成32年度に年間1人を見込みます。

【意思疎通支援事業】

年度によって増減がありますが、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を円滑化に仲介するために重要であることから、ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を図る必要があります。平成32年度に手話通訳者派遣事業は、年間33件、要約筆記者派遣事業は、年間34件を見込みます。なお、手話奉仕員養成研修事業は、3市町広域（富里市、八街市、酒々井町）にて、平成27年度より共同実施しております。

【日常生活用具給付等事業】

特に排泄管理支援用具の件数が年々減少していますが、利用実績の平均で算出し平成32年度は、360件を見込みます。その他の支援用具等は、横ばいで推移するものと思われます。

【移動支援】

利用者がほぼ横ばいですが、利用時間は、平成29年度増加見込みです。今後も、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態での実施に努めながら量的な拡大を図るため、事業所の確保に努めます。平成32年度は、実人数7人、415時間／年を見込みます。

【地域活動支援センター事業】

計画値より下回りましたが、今後も増加する見込みです。第4期においてⅡ型の利用実績はないため、第5期計画値の人数には見込みません。

平成32年度は、Ⅰ型で75人／年、1箇所
Ⅱ型で0人／年、1箇所
Ⅲ型で297人／年、1箇所

を見込みます。本町に当該施設がないため、利用者は近隣市町の施設を利用しています。主に精神疾患の方々が日中活動の場として利用しており、ニーズが増えつつあります。障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり、事業所の移行状況を把握し、量的確保を図ります。

【理解促進研修・啓発事業】

障害のある人に対する町民の理解や認識を探るため、また社会問題となっている障害のある人への差別や虐待を防ぐためにも、広報誌や講演会の開催等を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

【自発的支援事業】

障害のある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりすることができる「ピアサポート」活動を支援するため、障害者団体への補助事業の実施を目指します。

【日中一時支援事業】

利用者数は計画値とほぼ同数ですが、日数は年々増えていることから、平成32年度は、17人／年、819日／年を見込みます。

【訪問入浴サービス】

平成25年度に事業を開始し、登録者数は1人です。利用実績を踏まえ、サービス必要量については、平成32年度に、1人を見込みます。

【身体障害者自動車改造費助成事業】

利用件数については、平成27年度と平成29年度に1件の実績があったことから、サービス必要量については、これまでの利用状況を踏まえ、平成32年度に、1件を見込みます。

第 4 章

第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画

1 平成32年度目標値の設定

本計画では、障害のある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、平成32年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

1 障害児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成32年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

障害児支援の提供体制の整備等の目標

項目	数値	平成28年度末 時点の状況
児童発達支援センターの設置数	1箇所	0箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	無
主に重病心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1箇所	0箇所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有	無

2 障害児通所支援等の利用状況、見込量、今後の方策

(1) 障害児通所支援等の見込量と今後の方策

①障害児通所支援等の内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障害児の自立を促進します。
保育所等訪問支援	訪問支援員が障害児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある児童など、重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する費用を給付します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進捗等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する費用を給付します。

障害児通所支援等の実績と第1期計画の見込量

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比伸 び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
児童発達支援	58	41	141.5%	65	47	138.3%	66	53	124.5%	66	100.0%	76	115.2%	88	115.8%
	14	7	200.0%	14	7	200.0%	14	7	200.0%	16	114.3%	19	118.8%	22	115.8%
放課後等デイサービス	173	92	188.0%	241	106	227.4%	317	122	259.8%	365	115.1%	553	151.5%	837	151.4%
	11	10	110.0%	17	13	130.8%	22	16	137.5%	24	109.1%	34	141.7%	48	141.2%
保育所等訪問支援	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療型児童発達支援	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	/	10	100.0%	10	100.0%
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	/	3	100.0%	3	100.0%
障害児相談支援(人)	0	1	0.0%	1.00	1	100.0%	1.00	1	100.0%	3	300.0%	4	133.3%	5	125.0%
医療的ケアに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	/	0	0.0%	1	/

※平成29年度の実績は見込み

※単位 上段：人日/月、下段：人/月

②障害児通所支援等の内容と今後の方策

児童発達支援については、利用実績が年々増加しているため、平成32年度には一ヶ月あたり22人、88人日と見込みます。

放課後等デイサービスについては、今後は、利用人数、利用人日ともに増加傾向で推移すると想定し、平成32年度には一ヶ月あたり48人、837人日と見込みます。

保育所等訪問支援と医療型児童発達支援については、第4期までに利用実績がないため、第5期計画値を見込みませんが、保育所への巡回相談として、社会福祉法人いんば障害者相談センター等が実施していきます。

障害児相談支援は給付実績が伸びておりませんが、平成32年度には一ヶ月あたり3人、10人日と見込みます。

平成30年度から新たに設けられた居宅訪問型児童発達支援については今後の利用ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を検討します。また、発達障害等に関する正しい知識が町民全般に広がるよう、啓発に努めます。

当町においては、障害児等の通所する社会資源がなく、利用者は町外への事業所等を利用しています。今後も障害児等の療育支援、家族支援が提供できるよう、事業者との連携を図りながら必要事業量の確保に努めます。

第5期酒々井町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画

平成30年3月

発行 酒々井町健康福祉課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電話 043-496-1171

FAX 043-496-4541